

「取りまとめについて(案)」に対する意見

2026年8月3日 谷本圭子

1.7月23日専門調査会資料「主な論点について(第4回)」(以下「④」という)及び8月3日専門調査会資料「取りまとめについて(案)」(以下「取りまとめ案」という)の内容が、7月10日専門調査会資料「主な論点について(第3回)」(以下「③」という)から変更されている箇所について

(1) ③では「第7プリンシプルの実現に向けて求められるルールの整理」とされていたが、④・取りまとめ案では「第6プリンシプルの実現に向けて求められる具体的な方策」とされている点について

【意見1】

この部分は、本報告書の中心部であるため、適切なタイトルとすることが肝要である。これまでの議論内容を適切に示す内容は、「プリンシプルの実現に向けて求められるルールの整理」であり、また、変更する理由は存在しないため、こちらのタイトルを維持すべきである。

(2) ③「第7」柱書から、④・取りまとめ案「第6」柱書への内容変更について

【説明】

③では「これらのプリンシプルは、支払サービスに求められる利用者保護の基本的な方向性を示すものである。しかしながら、利用者保護の実効性を確保するためには、プリンシプルを具体的な行為規範として明らかにするとともに、その履行を確保するための制度的枠組み及び法的効果についても検討することが必要である」とされていた。

④・取りまとめ案では「問題は、こうしたプリンシプルをどのような考え方にに基づき実現していくか、具体的にどのような施策を取ることが考えられるかである。そこで、以下では、各プリンシプルの実現に向けた基本的な考え方と、それを具体化するため考えられる方策を示している。考えられる方策は、各事業者がプリンシプルを実現するに当たり参考とすべき行為規範(対応の方向性)を示すものである」とされている。

④・取りまとめ案では、③に存在した「(3)当該行為規範を遵守するための制度的枠組み及び法的効果」の項目が全て削除されて、「第8」にまとめられたため、「第6」は異なる文言としたとの理由は考えられる。しかし、「第8」にまとめられた内容は、「第6」を前提とするものであり、また、これまでの議論で「(2)今後採るべき行為規範」として主に検討してきた事柄は「事業者はどのような義務を負うべきか」であった。つまり、プリンシプルの実現に向けて求められる「ルール」について議論を行ってきた。だからこそ「(3) 当該行為規範を遵守するための制度的枠組み及び法的効果」も併せて議論してきたと言える。そのため、④・取りまとめ案柱書「考えられる方策は、各事業者がプリンシプルを実現するに当た

り参考とすべき行為規範（対応の方向性）を示すもの」という記載は、これまでの議論を示す記載としては適切ではない。

【意見 2】

上記(1)で提案したように「第 6」のタイトルを「プリンシプルの実現に向けて求められるルール of 整理」と戻した上で、柱書第 3 段落を「問題は、こうしたプリンシプルをどのような考え方にに基づき実現していくか、具体的にどのような方策を取ることが考えられるかである。そこで、以下では、各プリンシプルの実現に向けた基本的な考え方と、それを実現するため考えられるルールの方向性を示している」とすることを提案する。

(3) ③「(2)今後採るべき行為規範」「(3) 当該行為規範を遵守するための制度的枠組み及び法的効果」から、④・取りまとめ案「(2) 行為規範(対応の方向性)」へのタイトル変更と「(3)」削除について

【意見 3】

上記(2)で示したように、「(3) 当該行為規範を遵守するための制度的枠組み及び法的効果」を削除するのであれば、「(2)」のタイトルとして「行為規範(対応の方向性)」とすることは、これまでの議論を適確に示すものとはならない。そのため、「(2)」のタイトルとして、「ルールの整理」又は「ルールの整理(対応の方向性)」へと変更することを提案する。もちろん、「ルール」には自主規制や法的規制など様々なものが含まれることは言うまでもない。

この提案の理由として追加すると、取りまとめ案「第 5」で挙げられる 5 つのプリンシプルは、それ自体が「行為規範」であるため、繰り返しこの言葉のみを取り上げる必要性は薄いと考えられるためである。

(4) 取りまとめ案「第 8 プリンシプルの実効性確保のための制度的枠組み」というタイトルについて

【説明】

このタイトルは、③では「第 7」の中の「(3)当該行為規範を遵守するための制度的枠組み及び法的効果」の中に組み込まれていた内容を、④以降「第 8」としてまとめる際に付けられたタイトルである。その実質的内容としては、「ルールの実効性確保のための制度的枠組み」と考えられる。

【意見 4】

「第 8」のタイトルとして「ルールの実効性確保のための制度的枠組み」とすることを提案する。これは、上記【意見 1～3】と共に提案するものである。

(5) 取りまとめ案に見られる「対応の方向性」という文言について・特に「第 8」中「(対応の方向性)」という文言について

【説明】

④・取りまとめ案では「対応の方向性」という文言が多く用いられているが、上記のようにその用い方については、これまでの議論との関係では注意が必要と考える。また、「対応の方向性」という言葉自体が抽象的でありその内容が不明確であるため、より分かりやすい言葉を用いるべきである。

【意見 5】

取りまとめ案「第8」中「(対応の方向性)」を、タイトルに合わせて「(制度的枠組み)」に変更することを提案する。

2. その他

(1) 取りまとめ案「第8」「3 後払い決済について」の冒頭に、「プリンシプル4の下で」と記載されている点について

【意見 6】

後払い決済について問題となるのはプリンシプル4のみではないため、当該文言の削除を提案する。

(2) 「与信」の意味内容について

【意見 7】

取りまとめ案「第6」「4 過剰与信防止」「(1)」「(過剰与信防止規制の適用範囲)」中に、「消費者に与信を伴う支払手段を提供する事業者の範囲を『財・サービスの提供時点と支払時点(販売事業者を支払われる時点)との間に期間を置き、又は支払債務を累積させることにより、利用者の現在の資力を超える利用を可能とする支払手段を提供する事業者』との記載があるが、「財・サービスの提供時点と利用者による支払時点との間に期間を置き、又は支払債務を累積させることにより、利用者の現在の資力を超える利用を可能とする支払手段を提供する事業者」への記載の変更を提案する。

以上